

**令和 9 年度・令和 10 年度・令和 11 年度
川根本町文化会館自主事業パートナー業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

川根本町文化会館を中心として町内において各種文化芸術事業を実施するため、専門的知識及び経験を有する事業者（法人又は団体）に企画制作等の業務を委託するものとし、当該業務の受託が可能で最も優れた企画を提案する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

川根本町文化会館自主事業パートナー業務

(2) 業務内容

川根本町文化会館自主事業パートナー業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで（事業実施は令和 9 年 4 月 1 日以降）

(4) 委託料上限額

1 箇年あたり 8,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 川根本町の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくは同条第 6 項に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

4 参加申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次に掲げる書類（各 1 部）を川根本町文化会館まで提出すること（郵送可）。

(1) 提出書類

ア 川根本町文化会館事業パートナー業務委託プロポーザル参加申出書（様式第 1 号）

イ 法人又は団体の規模及び事業内容がわかる資料（登記簿謄本の写し、業務実績説明書、決算報告書、パンフレット等）

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 2 日（水） 17 時まで

5 参加資格確認結果通知

(1) 通知日

令和 8 年 9 月 9 日（水）まで

(2) 通知方法

電子メールにより通知する。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザル又は仕様書等に関する質問がある場合は、質問書（様式第 2 号）を電子メールにて川根本町文化会館まで提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 21 日（金） 17 時まで

(2) 回答方法

令和 8 年 8 月 26 日（水）までに電子メールにて回答する。ただし、提出期限を過ぎて提出されたもの、及び質問の内容により受託者選定の手続が公平に行えないと判断されたものについては、回答しない。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる書類（正本 1 部、電子メディア（CD-R）1 媒体）を川根本町文化会館まで提出すること（郵送可）。

(1) 提出書類

令和 9 年度、令和 10 年度、令和 11 年度（3 箇年）の事業計画の概要を示す企画提案書及び附属資料（任意様式）

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 2 日（金） 17 時まで

8 企画提案書作成上の留意事項

(1) 企画提案書の正本の 1 部については、1 事業者あたり 1 提案とする。A 4 判、横書き、左綴じで製本すること。図表等については、必要に応じて A 3 判も可とするが、A 4 判への折込みをすること。

(2) 使用言語は日本語とし、一部に日本語以外の言語（一般的に難解と思われる専門用語等）を使用する場合は、付近に注釈を付けること。

9 審査及び受託者の選定

(1) 審査の実施

企画提案の審査は、川根本町文化会館自主事業パートナー審査規程（以下「審査規

程」という。)に基づき行うものとする。

(2) 審査委員会の設置

企画提案の審査は、川根本町文化会館自主事業パートナー審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施するものとする。

(3) 審査委員会の実施日時、会場等

令和8年10月中旬頃を予定

日時、会場等の詳細については、参加事業者宛て別途通知する。

(4) 審査の実施形式

参加事業者による企画提案のプレゼンテーションを実施する。

(5) 審査の実施時間（1事業者当たり）

企画提案の説明 20分

質疑応答 10分

(6) その他

ア プレゼンテーションに必要な機材は参加事業者が用意すること。

イ 企画提案書提出時に添付していない資料等の追加提出は認めない。ただし、プレゼンテーション用の簡易な資料の配付は認める。

ウ 参加人数は、1事業者につき3人以内とする。

(7) 審査基準

審査委員会は、下記の評価項目について、審査規程に基づき参加事業者の企画提案の審査を行い、最も得点が高い事業者を受託者として選定する。

ア 事業全体のコンセプト

イ 事業の独創性

ウ 実現可能性

エ 地域との連携・協働

オ 多様なニーズへの対応

カ 実施体制

キ 業務実績・信頼性

ク 経費の適切性

(8) 審査結果の通知

審査結果及び受託者の選定については、書面により通知するとともに、川根本町の公式ホームページに掲載する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

10 失格事項

参加事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

(1) 関係法令に違反した場合

(2) 企画提案書の作成において不正な行為が認められた場合

(3) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

11 その他

(1) 参加事業者は、プロポーザル辞退届（様式第3号）の提出により、本プロポーザル

を辞退することができる。

- (2) 審査委員会への参加を辞退した場合でも、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 提出期限を過ぎての書類の差替え及び再提出は認められない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 提出書類は、受託者の選考以外の目的には使用せず、川根本町が責任をもって保管及び廃棄を行う。
- (6) 企画提案書等の作成及び提出並びに審査委員会参加等に係る経費は、事業者の負担とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる一切の責任は、参加事業者が負うものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格制限措置を行うことがある。
- (9) 提出された書類について、川根本町情報公開条例（平成 17 年川根本町条例第 8 号）の規定による開示請求があった場合は、次に掲げる非公開情報を除き、原則公開するものとする。この場合において、該当する書類を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、審査委員会における受託者選定前において、その選定に影響が出るおそれがある情報については、選定後の開示とする。

ア 事業等のノウハウ

イ 公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる事項

ウ その他公開することが適当でないと認められる事項

- (10) 参加事業者が 1 者のみの場合でも、企画提案の審査を実施するものとする。
- (11) この要領に定めのない事項及びこの要項に疑義が生じた場合は、関係者間で協議し定めるものとする。

12 問合せ先（書類提出先）

川根本町文化会館

〒428-0414 静岡県榛原郡川根本町東藤川 909 番地の 1

電 話 0547-59-3106

F A X 0547-59-3293

メール bunka@town.kawanehon.lg.jp